

# 学校いじめ防止基本方針

## I いじめ防止に向けた基本方針

### ア いじめの定義

『いじめ』とは、『生徒等に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的または、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの』をいいます。

### イ いじめ防止に向けた基本方針

- ①国際理解の視点に立ち、お互いの違いを認め合い、他人の良さを積極的にみつけようとする姿勢を育てます。
- ②学校行事や体験的な学習を行うことで達成感や自己肯定感を高めるとともに、集団生活のルールを守り、仲間を大切にすることを育てます。
- ③日常の学校生活において生徒との関わりを密にし、生活状況を把握することでいじめの兆候となる生徒のささいな変化に気づき、いじめの早期発見・早期対応を図ります。
- ④いじめの事実が確認された時は、速やかにその事実関係の把握を行い、教職員全体で情報を共有します。被害生徒の心のケアを最優先に支援を行い、加害生徒に対しても必要に応じて関係機関と連携するなど毅然とした姿勢で指導します。

## II いじめ防止のための組織と取り組み

### ア いじめ防止のための『港中学校いじめ防止対策委員会』の設置

- ・『いじめ』は絶対に許されない行為として、いじめ防止の対策に関する具体的な取り組みを推進する『港中学校いじめ防止対策委員会』を設置します。

### イ 組織の構成員は校長（委員長）、副校長、教務主任、学年主任、生徒指導専任、養護教諭で構成します。（必要に応じて SC や SSW 等の心理・福祉の専門家を加える）

### ウ 『港中学校いじめ防止対策委員会』の役割

- ・いじめに関する情報の収集や調査を中核となって行い、学校全体に対する情報発信と連絡調整をします。
- ・いじめ防止や、いじめ対応に向けた校内研修の計画を立てます。
- ・地域社会や関係諸機関との連絡調整をします。

### エ 年間計画

- ・年度当初と2学期の初めに職員研修会を持ち、全体で共通認識を持って生徒指導にあたるように準備します。また、必要に応じて職員研修会を設けます。
- ・週に一度情報交換する機会を設け、全体で情報共有します。
- ・いじめ事案発生時には緊急的に開催します。
- ・年間を通じて、いじめ防止に関する取り組みについて、PDCA サイクルで検証を行います。

## III いじめ防止及び早期発見のための取り組み

### ア 学校が実施すべき取り組み

- ・登下校指導や授業中に巡回を行うことで安全で安心した学校環境を整えます。

- ・生活アンケートやいじめ調査などを行います。
- ・教育相談を定期的実施し、日頃からの生徒とのコミュニケーションを大切にします。
- ・職員会議や研修会等で情報交換を行い、生徒の様子を情報共有し、指導に役立てます。

イ 生徒の主体的な取り組み

- ・生徒会本部を中心とした全校評議会で、生徒たちが自分たちで考え、いじめのない学校づくりを進めます。
- ・風紀委員会によるあいさつ活動を通じて、いじめのない明るい雰囲気を作ります。

ウ 外部機関との連携

保護者や地域・警察等と連携し、生徒がいじめを受けたり、加担しない環境作りを推進します。

- ・入学説明会や保護者説明会等でインターネット等の被害についての説明会を実施します。
- ・道徳の授業や命の大切さを学ぶ講演会等を行い、人権について考える機会を充実させます。
- ・地区別懇談会や、学校家庭地域連絡協議会等で情報交換を行い、生徒たちの健全育成を図ります。

IV 重大事態への対応

生命、心身及び財産に重大な被害が生じたり、相当期間学校を欠席することを余儀なくされている場合には、以下のような対策を行います。

- ・教育委員会に報告し、連携を図りながら対応を検討します。
- ・『いじめ防止対策委員会』にて事実関係を明確にするためのアンケート調査や教育相談の強化に努めます。
- ・いじめを受けた生徒及び保護者に対して、事実関係等の必要な情報を提供します。
- ・状況に応じて警察署等の関係機関と連携して対応していきます。
- ・学校運営協議会等と連携して、二度と同じ事案が起きないような学校づくりを協議します。

V その他

